

倉吉市の建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成24年3月30日

一部改正 令和5年9月21日

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、鳥取県が公表した「鳥取県産材利用推進指針(鳥取県木材利用促進基本方針)」(令和5年2月改正)に即して策定するものであり、本市で育ち伐採生産及び製材加工された木材を中心とする地域材(天神川流域産・鳥取県内産を含む。以下「地域材」という。)を建築物等に積極的に利用することによる地域の持続的発展及びSDGsの達成を目的として、建築物等における木材の利用促進の意義、目標、その他必要な事項を定めます。

第2 建築物等における木材の利用促進の意義

木材の重さの約5割は、樹木が大气から二酸化炭素を吸収して固定した炭素であり、木材を建築物や土木工作物等で使用することは、吸収した二酸化炭素を長期間にわたって貯蔵することとなり「都市等における第2の森林づくり」と言えます。また、木材の加工に要する消費エネルギーは、鉄の40分の1、アルミニウムの70分の1と格段に少ないことから、木材の利用は環境にやさしい取り組みです。

地域材を使うことにより、「伐って」→「使って」→「植えて」→「育てる」という森林資源の循環利用が可能となり、地域の森林の保全に繋がるとともに、地場の林業や木材産業、住宅関連産業等の地域産業の活性化にも大きく貢献するものです。

第3 建築物等への木材の利用促進の目標

1 木材の利用を促進すべき建築物等

木材の利用を促進すべき具体的な建築物等は、以下のような広く住民一般に利用される施設等とし、幅広い分野で地域材の利用促進を図ります。なお、木材の使用に当たっては、CLT(直交集成板)やLVL(単板積層材)等の新たな木質部材の使用に努めます。

- (1) 学校、保育所等、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅、庁舎、宿舍、道路の休憩所などの建築物
- (2) 道路、河川、公園、土地改良等の土木構造物
- (3) 机、書棚等の備品

2 木材の利用を促進するための施策の具体的方法

建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図ります。

建築物の構造は、市内事業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法を活用した木造化についても検討を行うとともに、内外装の木質化も併せて検討します。

また、建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の備品や消耗品についても木製品の導入を検討するほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や建築物の適切な維持管理及び排煙など周りへの影響を考慮しつつ導入を検討します。

3 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

(1) 公共建築物

今後、本市が整備(新築・増築・改築)する低層の公共建築物(高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設)については、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、原則として地域材を使った木造化に努めます。また、木造化が困難な場合においては、内装等に積極的に地域

材を使った木質化に努めます。

(木造化を促進する対象としない公共建築物)

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

(2) 土木構造物

本市が行う公共土木工事では、コストや維持管理に合理性を欠く場合を除き、地域材による各種資材の利用促進に努めます。

(3) 備品・消耗品

備品・消耗品は、木材を原料としたものの利用を促進するほか、認定グリーン商品の調達に努めます。

(4) 暖房器具等

暖房器具やボイラーなどを導入する場合は、エネルギー源として木質バイオマスを燃料とする器具等の選定について、導入及び燃料の調達や維持管理に要するコストと体制、周りへの影響を考慮しながら導入促進に努めます。

第4 建築物等における木材利用促進に必要な事項

1 木材利用促進の要請

本市以外の者が整備する建築物等においても積極的に地域材が利用されるよう、建築物等の整備主体に対し、地域材の利用促進に係る理解と協力を得るよう広く呼びかけます。

2 ライフサイクルコスト等の考慮

公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、建設コストにとどまらず、その計画・設計等段階から、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストの軽減について十分検討するとともに、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で地域材の利用に努めます。

土木構造物、備品・消耗品、暖房器具等についても、購入や維持管理に係るコスト、地域材利用の意義・効果を総合的に判断しながら、地域材の利用に努めます。

第5 木材の適正な供給確保に関する基本的事項

建築物等における地域材の利用促進を図るには、当該施設の建設に必要な地域材が低コストで円滑に供給される必要があります。

このため、森林所有者、森林組合・素材生産業者等の林業事業者、製材業者その他の木材供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、森林施業の集約化等による低コスト林業の推進、地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備に係る木材のニーズに応じた乾燥材等の適切な供給のための木材加工の高度化及び流通の合理化等を推進します。

第6 推進体制

市は、地域材の利用を通じた新たなまちづくりの観点から、庁内連絡会議において、地域材の建築物等への利用を促進するための検討を行います。

また、地域材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発を行うとともに、住民等と協働した木のまちづくりなどについての情報と意見の交換等を行い、地域ぐるみによる木材利用促進を目指します。